

○杵築市公共下水道条例施行規則

※以下抜粋

(排水設備の構造等の基準)

第5条 排水設備の構造等の基準は、次に定めるところによる。

(1) 管きよ

ア 管きよの構造は、暗きよとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

イ 排水管の土かぶり厚は、宅地内では20センチメートル以上、私道内では45センチメートル以上とすること。ただし、これにより難いと認める場合は、この限りでない。

ウ 内径を異にする排水管の接続は、管頂接合方式によること。

(2) ます

ア ますの設置箇所は、排水管の起点、合流点及び屈曲点その他内径又は管種が異なる排水管の接続箇所並びにこの配を著しく変える箇所とする。ただし、掃除又は検査の容易な場所にあつては、ますによらず排水用異形管又は掃除開口とすることができる。

イ ますの間隔は、排水管の直線部では排水管の内径の120倍以下とすること。

ウ ますの大きさは、内径30センチメートル以上の円形又は1辺が30センチメートル以上の角形とし、ますの底部には接続する排水管の内径に応じてインバートを設けること。

エ ますには密閉ぶたを設けること。

(3) ストレーナー（ごみ除け装置） 台所、浴室、洗濯場その他汚水流出箇所、流通を妨げる固形物を排除するおそれがある吐口には、目幅5ミリメートル以下の堅ろうなストレーナー（ごみ除け）を取り付けること。

(4) トラップ（防臭装置）

ア 水洗便器、台所、浴室、洗濯場その他汚水流出箇所には、トラップを取り付けること。

イ トラップがサイホン作用又は逆圧によって破損するおそれがあるときは、通気管を設けること。

(5) 阻集器

ア 営業用厨房その他調理場（家庭用を除く。）等から油脂類を多量に排出する場所の吐け口には、グリース阻集器を設けること。

イ 給油所、修理工場、駐車場その他引火又は爆発のおそれある油類を排出する場所には、オイル阻集器を設け、かつ、阻集器には単独の通気管を設けること。

ウ 理髪店、美容院その他これに類する場所では、洗面器又は洗髪器にヘア阻集器を取り付け、毛髪が排水管に流入しないよう阻止すること。

エ 洗車場その他これに類する場所で土砂を多量に排出する吐け口には、排水管に土砂の流入が有効に防止できるようサンド阻集器を設けること。

オ アからエまでの規定にかかわらず、事業に起因する汚水の排除により公共下水道の機能を阻害するおそれのある場合は、必要に応じて阻集器を設けなければならない。

(6) 構造及び材料

管きよ及びますその他附属装置は、鉄筋コンクリート管、コンクリート管、陶器管、硬質塩化ビニール管、セメントモルタルコンクリート、れんが、石材その他耐水性のものをを用い、不浸透耐久構造とすること。

(7) その他

ア 水洗便所は、排出された汚物が容易に公共下水道に流入することができる構造とすること。

イ 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、ポンプ施設等を設けること。

ウ 下水の逆流によって被害を受ける地下室その他これに類する場所には、逆流を防止する装置を設けること。